

業務委託特記仕様書

第1条（総則）

本業務は、本仕様によるほか、本仕様書に定めのない事項については、「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に準じるものとする。

第2条（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

「徳島県土木工事共通仕様書 令和6年7月」に対する仕様事項は、次のとおりとする。

「1-1-1-24 建設副産物」において、「建設副産物情報交換システム（以下「COB

RIS」という。）」とあるのは「コブリス・プラス」と読み替えるものとする。

- 2 徳島県土木工事共通仕様書 1-1-15 現場代理人及び主任技術者等は適用しないものとする。
- 3 （産業廃棄物を自ら運搬する場合等の遵守等）受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、又は自ら運搬する場合においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守しなければならない。

第3条（現場責任者）

受注者は、現場責任者を定め、契約後10日以内（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に現場責任者の氏名、その他必要事項を記した書面（現場責任者届）をもって、発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更した際も同様とする。

- 2 受注者は、現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を監督員に提出しなければならない。
 - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

第4条（交通誘導警備員）

本業務においては、交通整理の必要日数として7日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導警備員Aを合計7名（交替要員〔無し〕）、交通誘導警備員Bを合計7名（交替要員〔無し〕）見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議するものとする。

- 2 受注者は、「交通整理員勤務実績調査表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票の写し）とともに、一月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

第5条（交通安全管理）

交通安全施設等について、関係者との協議により、通常想定される施設等と大幅に異なる場合には監督員と協議を行って実施するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。

第6条（交通誘導警備員の配置計画）

現道上の業務においては、円滑（公平）な交通サービスを提供することが重要であることから、受注者は状況を十分に把握するとともに、その対策について交通誘導警備員の配置計画を提出するものとする。

第7条（交通誘導警備員の配置に関する取扱い）

交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の配置については、円滑な道路交通と安全を確保するため、警備業者の警備員を活用することを原則とするが、警備員が確保できない場合に限り「自家警備」を行うことができるものとする。

なお、自家警備とは、工事等を受注した建設業者が、当該施工現場において自社の従業員及び役員等が交通誘導警備に従事することをいう。

- 2 自家警備従事者の資格要件については、交通誘導警備検定合格者（1級及び2級）のうち2年以内に法定教育を受講した者、または徳島県が実施する安全教育講習会を受講した者とする。ただし、規制区域毎に指揮命令系統が独立している必要があるため、交通誘導警備に必要な人員は全て同一の建設業者（元請業者に限る）とする。

自家警備従事者の資格要件

	原則警備業者の警備員	自家警備が可能	
		警備業者の警備員が配置困難な場合	災害対応など緊急を要する場合
・公安委員会の 指定区間 ・高速自動車道路 自動車専用道路	・交通誘導警備業務を行う 場所ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要	
・上記以外の交通 頻繁な現道 (道路交通センサス 交通量 4,000 台/ 日以上の間)	・工事ごとに、検定合格警備員を 1人以上配置 ・同一の警備業者の警備員	・建設業者の従業員等で次に該当する者 ①検定合格者のみ	・県監督員がやむを得ない理由があると認めた場合 ・建設業者の従業員等で

・その他の道路	・警備業者の警備員	・「交通誘導警備員の配置に関する確認書」の提出が必要 ・建設業者の従業員等でいずれかに該当する者 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者	いずれかに該当する者等 ①検定合格者 ②県実施の講習受講者
資 格		資 格 要 件	
①交通誘導警備検定合格者 (1級及び2級)		・警備業法第23条第1項に定める検定(交通誘導警備)に合格した者のうち、2年以内に法定教育を受講した者	
②交通誘導警備に関し専門的な知識及び技能を有する者		・徳島県が実施する安全教育講習を過去2年以内に受講した者	

- 3 自家警備を実施しようとする場合は、受注者は、「交通誘導警備員の配置に関する確認書」を発注者と徳島県警備業協会に電子メールにより送付し確認すること。なお、警備業協会の確認については、配置予定日から確認期間を考慮し、適切に行うこと。
- 4 自家警備の可否については、円滑な道路交通と安全性を確保できるよう、交通量や交通誘導の複雑さ等の現場条件、及び安全講習受講者による体制の確保等から総合的に判断することとする。
- 5 自家警備の実績報告について、受注者は、自家警備従事者を配置した実績を作業日報と配置状況写真等により整理するとともに、「交通誘導警備員勤務実績報告書」と併せて報告するものとする。実績報告書への記載については、「交通誘導警備員B」の欄に集計し、「主な作業工種」の欄に、作業工種とともに「自家警備」の旨を記載すること。
 なお、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。
- 6 自家警備を行う場合の労務単価は、「交通誘導警備員B」とする。

第8条（安全誘導警備員の確保に関する間接費の実績変更の対象工事）

本業務は、交通誘導警備員（以下「警備員」という。）の確保に関する間接費の実績変更の対象工事であり、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象間接費」という。）については、契約締結後、警備員確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準又は港湾積算基準（以下「積算基準」という。）に基づく金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえて変更契約を行うことができるものとする。

営 繕 費：警備員送迎費、宿泊費、借上費
 労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

2 本業務の予定価格の算出の基礎とした設計額においては、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費の割合は、次のとおりである。

1) 共通仮設費（率分）に占める実績変更対象間接費（労働者送迎費、宿泊費、借上費）の割合：14.93%

2) 現場管理費に占める実績変更対象間接費（募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用）の割合：1.13%

3 受注者は、実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更を希望する場合は、実績変更対象間接費に係る費用の内訳を記載した「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」及び実績報告書に記載した内容の内訳書を提出し、設計変更の内容について協議を行うこと。なお、監督員から請求があった場合は、実績が確認できる資料（領収書の写し等）を提示すること。

4 受注者の責めによる工程の遅れ等、受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。

5 発注者は、最終精算変更時点に実績変更対象間接費の支出実績を踏まえ、設計変更する場合、受注者から提出された「交通誘導警備員の確保に係る実績報告書」で確認した費用から、積算基準に基づき算出した額における実績変更対象間接費を差し引いた費用を、共通仮設費（営繕費）に加算して算出する。

なお、加算額については、間接費の率計算の対象外とする。

6 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び入札参加資格制限等の措置を行う場合がある。

7 受注者は、実績変更対象間接費にかかる設計変更について疑義が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

第9条（工程等）

業務実施は、監督員の指示により決定する。

なお、摩耗状況、地元要望等により、上記以外に作業を指示する場合がある。

第10条（事故報告書）

受注者は、業務の履行中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡する。また、監督員が指示した場合及び建設工事事故データベースシステムの登録対象となる事故の場合、監督員が定めた期日までに、事故報告書を提出し、建設工事事故データベースシステムに、事故に関する情報を登録する。

2 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式－1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。